

正会員各位

(一社) 全国LPガス協会

「総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ中間とりまとめ(案)」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」に対する意見募集について(お知らせ)

標記につきまして、e-GovのWebサイトに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同Webサイトの意見提出フォームによりご提出(令和6年3月10日締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送信くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいませようお願いいたします。

記

「総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ中間とりまとめ(案)」に対する意見公募

○掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620224004&Mode=0>



○主な概要

いわゆる無償貸与、貸付配管といった商慣行を背景に、LPガスの消費者が不利益を被っている現状を是正すべく、国の液化石油ガス流通ワーキンググループ(以下、「WG」という。)において取引の適正化、料金の透明化に向けた対応方針について議論が行われ、以下①～③の内容とする中間とりまとめ(案)が取りまとめられた。

これを踏まえ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(以下、「液石法施行規則」という。)の一部を改正する省令(案)について意見募集が併せて行われている。

- ① 過大な営業行為を制限し、LPガス消費と関係ない設備の費用をLPガス料金として請求することを禁止する等、液化石油ガス法にかかる制度見直しの方向性
- ② 制度見直しの実効性を確保するための方策
- ③ 今後の検討課題及び望ましい取組の方向性

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見公募

○主な概要

上述の中間とりまとめ(案)を受け、液石法施行規則の一部改正が以下のとおり予定している。

液化石油ガス法「改正省令案」概要

・ 過大な営業行為の制限

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後(2024年夏頃)施行予定。

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止(改正省令第16条第15号の3、4)
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止(改正省令第16条第15号の5号、6号)

・ 三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)

⇒ 改正省令の公布から1年後(2025年春頃)施行予定。

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)の徹底(改正省令第16条第15号の7)
- 電気エアコンやw i - f i等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止(改正省令第16条第15号の8)
- 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止(LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載)(改正省令第16条第15号の9)

(注) 施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約(既存契約)については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示(内訳表示の詳細化)を求める。(改正省令附則第2条)その上で、新制度への早期移行を促していく。(改正省令附則第3条)

・ LPガス料金等の情報提供

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後(2024年夏頃)施行予定。

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)(改正省令第16条第15号の2)

(注) 入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要(義務づけ)(同上)

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」等義務にかかる規律については、罰則規定のある条文に位置づける。

○掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620124009&Mode=0>



以上

発信手段：Eメール、担当：保安・業務グループ 瀬谷、岩田